

う移行するかについていろいろ考えている。近江八幡はいろいろな問題に、熱心に取り組んできた伝統がある。

滋賀県・彦根市

人口10万人程度の自治体としてはモデルになろう。

市で独自性がでてくるのではないかと思う。

滋賀県・栗東市

栗東市は合併ではなく人口増で町から市になったので、従来からもっていたものをそのまま引き継いでいる。

京都市・山科区

市町村のあるべき姿のモデルとして山科区を挙げても良いかも知れない。その実践は、2005年の北海道の児童虐待の学会でも発表されている。山科区の要保護児童対策地域協議会は、「子ども支援ネットワーク」の名称で、山科区がその事務局になっている。

福祉事務所の中の家庭児童相談室の家庭相談員中心に、イギリスの児童相談機関のようにやっている。ソーシャルワーク活動ができる環境整備と人材の資源があれば、予防的なものにも対応できる。京都市は7つの児童養護施設の中、3か所ショートステイ事業が実施されていて、とても良い資源として活用されている。

子ども支援センターには、ソーシャルワーカー常勤1人と福祉事務所の母子福祉担当常勤3人がいる。子ども支援センターが福祉事務所内にあるから、福祉事務所と同じ区役所内にある保健センターとも連携しやすくなっている。各区レベルにおいて、福祉事務所と保健センターと児童相談所の三者のネットワークの活動をどのようにするか検討中である。

山科区のように人材配置にすればできると京都市も考えるようになったと思う。京都市は福祉事務所と保健センターと児童相談所が核になって、ネットワークを立ち上げている。その際、既に立ち上がっているネットワークをどうするかの議論が必要である。たとえば山科区のように活発に実践していたところのネットワークはそのまま法改正に乗っかるようにすれば良いが、形だけで立ち上がっている自治体は、行政側から活動させるような動きを取ると考えられる。実際、有効に活動していたネットワークは少ない中で、法的に作らないといけないとなると、行政主義で活動させるという形になるだろう。

ネットワーク活動においては最低限社会福祉士資格を持っている人を配置した方が良いが、最前線の方では保健師関係であろう。この動きの中で、保健師養成の問題もある。また医療・保健に関わる人とソーシャルワークをやる人は違うから、人材の確保の問題もある。

本当に小さい市町村はどうするかのあり方は要保護児童対策地域協議会は、連合して作るかもしれない。しかし、事務局を担当する人が配置されるかどうかはわからない。虐待関係のネットワークは都市部の問題でもあるから、田舎の方は子どもの数が少ないので、虐待防止への関心が少ないということもある。

京都府・福知山市

福知山市ではそろそろ準備が整い、立ち上げに向けて整備が進んでいるというところで、ケースの積み上げが進んでいる。福知山での立ち上げに貢献してこられた児童相談所の担当者の方が、今舞鶴市にも足を運んでくださっているので、その次が舞鶴だと考えている。市町村が「こういうときにはどう判断するのか」などといった児童相談所のノウハウを身につけていくことが必要ではないかと感じている。

京都府・J市

J市が要保護児童対策地域協議会を立ち上げたところであり、Y市は虐待防止ネットワークを立ち上げたところである。すぐに協議会ではなく、まずはネットワークで様子を見てといふことらしい。全国的な数を見てもまだそんなに多くはないので、これからだろう。

大阪府内市町村

大阪の場合、堺市が中核市から政令指定都市になることで、当然大都市特例で児童相談所を設置して変わっていくだろう。それ以外ではやはり中核市ないし中核市と同規模なところがこれからどれだけ力量を発揮していくのかということになる。中核市といえば高槻や、人口規模などから考えると東大阪、枚方、豊中などが中核市並みの規模がある。これらはある意味では非常に進んだ子どもに関する福祉のシステムを作ってきていたわけである。東大阪であれば療育センター、枚方でも子ども家庭相談の先進的な取り組みをやってきていた。そういう特色のあることをやってきていたので、要保護児童、要支援については、中核市的なところがこれからどう力を発揮していくのかが期待される。もちろん全部が全部というわけにはいかないだろうが、全国で見ても中核市のなかでも児童相談所の設置を具体的に行うというところが出てきている。大阪については、児童相談所の設置までについては、作ってくれればいいが難しいか。

たとえば、東大阪はもともと保健所政令市、豊中も保健所政令市だったので、地域保健についてはそれなりの実績を残してきたので期待できるのではないか。堺は今回児童相談所設置を控え福祉専門職を多く採用していたようなので頑張って欲しい。

大阪府・大阪市・枚方市・吹田市・東大阪市

枚方市にしても取り組みはしているし、吹田市も行っているし、東大阪市など、大阪においては虐待防止ネットワークが児童相談所と繋がりを持っていた実績もある。10年前からしていたから、実績がある大阪の場合はこの法改正は悪くはない。しかし、全国視野でみた場合に実績がないところにやらせること自体が非常に無理がある。

大阪府・泉大津市

事務局の体制は1人では無理である。事務局は通告や相談の窓口となるが、事務局の会議の開催事務をしながら、個々の事例への対応をするのは1人では不可能である。絶対に複数必要である。そのために、3人の職員を事務局専任とし、複数配置している。

厚生労働省の「児童虐待の手引き」においても、大阪府泉大津市のが記載されている。窓口の職員によって、ネットワークに対する意識が異なるという問題もあるが、大阪府においては、早くから虐待防止ネットワークの設置に着手しており、設置率も高い。実績は残すであろうし、その可能性も高いと考えられる。

児童虐待防止ネットワーク事業を積極的に行っている。行政職員の一人が中心となってネットワークを立ち上げてきた。手法として、事例検討や研修から行うのではなく、目の前で起こっているケースに対してフットワーク軽く取り組んでいったところが評価できる。当然、当初は児童相談所の絶対的なサポートが不可欠であった。

最近、予防に力を入れ、妊婦に対する支援や乳児健診等に来所しない家庭に対して積極的に訪問をしていると聞いている。

結局、泉大津の場合は、行政職員と専門職員のマッチングが良かったのではないか。また、市全体としての認識も高く、毎年開催される総会のたびごとに市長が参加されていた。児童相談所の広域性の負の部分を市がカバーし、市の専門性の負の部分を児童相談所がサポートし、それが連携し合って取り組んでいるといったことでは、全国のモデルになるものと思われ

る。

大阪府・茨木市

わいわいネットの活発な活動は評価できる。組織の考えと理念は、ケース共有のシステムを構築していくのに最も大事である

大阪府・吹田市

私がきちんとお話をできるところとしては、吹田市が挙げられる。要保護児童対策地域協議会としては、まだ多くのところが動いていないくて、来年度からだろう。

大阪府・枚方市

最近は担当を外れているのでわからないが、枚方市も早くから市とかネットワークがケースをもって、今年度新しくネットワークに持ち込んでみんなで協議したケースが何ケースあって、きちんと評価もできていて、実績も蓄積されている。ケースに対しての管理が行き届いている。そのまま法改正後もきっちりやっているようだ。

兵庫県・宝塚市

要保護児童対策地域協議会ができており、ネットワークとしても児童虐待防止会議が数年前から月1回のペースで行われている。これをもとに専門者会議を行い、年2回程度の本会議を行っている。また、要保護児童対策地域協議会では、これから部会をつくり、「子ども（の権利）条例」をつくろうとしている。

大分県・別府市

地域差はあるが、優れた実績を残している市町村は少ないのでないかと思う。別府市は4月以降、動きは止まってしまった。個人情報保護法の影響で後退している。これまでには、民生委員と何度も集まって話し合いをする場があったが、それらがほとんどない状態である。本当の話ができなくなってしまった。

理念と現実のギャップがあり、対策と制度の整備が必要だと感じている。

その他 1

まだその実態を十分に把握していない。要保護児童対策地域協議会と児童虐待防止ネットワークが似通っている例を多く目にする。確かに虐待問題はまず第1であるが、特に非行などの子どもの行動問題への対応まで取り扱うのはこれからであろう。したがって、ニアイコール児童虐待防止ネットワークのような体制を取るか、あるいは要保護児童対策全般まで広げた体制を取るか、2つのパターンに分かれる。しかし後者はなかなか作られていない。これをさらに市町村へ広げるということだから課題は大きい。将来的に要保護児童対策を含めて対応が求められるであろう。

要保護児童対策地域協議会は、学校との連携がうまくいっている市町村はモデルとなる市町村ととらえてよいのではないか。教育委員会の縦割り構造の問題等があるのではないか。学校との連携がうまくいけば、虐待予防も非行予防、不登校予防も進むと考えており、まだこれからの部分といえよう。制度的にはスクールソーシャルワーカーも法律上は置ける現状はない。

現実では何をしたらしいのかという点で戸惑いが多く、圧倒的に多くの市町村は、子どもの問題を深刻な問題と受け止めて、児童相談に部局を作つて対応しているという現状ではない。児童虐待防止ネットワークでさえどのくらいの市町村が取り組めているのか。都道府県によつては、条例によって子どもの権利擁護を規定しようと思っているところが出てきている。今後市町村でも子どもの権利擁護が法制度化される必要があるのではないかだろうか。国は部局単位で法律を作つても、特に小さな市町村では1人の担当者が4つも5つも機能を抱えているのが現状である。三位一体改革も含め、国の制度政策を何が大事かを踏まえて対応するには、市町村は半煮えの状態に見える。したがつて、現状では現実と制度政策のねらいとのギャップが大きいと言える。そのうえ児童福祉に限つては、どれだけ根を下ろせているのかが疑問である。市町村の担うべきサービスとして保育、あるいは保育所だと思っている市町村は多く、現実に圧倒的に保育の仕事が多い。

また、NPOや優れた社会福祉法人などに、指定管理事業などを活用し、広げていくことは模索されてもいいのではないか。例えば、児童相談ということを指定管理者制度で活用するのもいいのではないかだろうか。今後、NPOや民間企業が児童相談を担うことは十分考えられる。そうすれば市町村が地方自治法に基づいて委託し、市町村の有力な資源を活用することができる。しかし、現実として子育て支援のNPOで、児童相談体制全般を担えるNPOはまだ少ない。特に児童相談所経験者や専門職グループが関わっている大きな社会福祉法人などは、市町村の後押しで児童相談体制の一翼を担えるよう広げていく絶好のチャンスではないだろうか。

例えば、東京都が始めたてきた子ども家庭支援センターなどは、自治体独自の特色を生かしながら、社会福祉法人をサポートして生かしてきた。これは市町村でも不可能ではないのではと考えている。可能なら子育て支援やひとり親家庭の事業などで優れたものを残している市町村にもさらに目を向ける必要がある。社会福祉法人といつても社会福祉協議会などの法人もあり、

将来的に市町村社協がコーディネーターの役割を広げていくことも可能性の一つとしてあげられる。

また、市町村は保育業務中心に担ってきたので、児童相談体制を担うにあたり保育を基盤にしたソーシャルワークの議論はが増えるといい。将来的に、さまざまな種別の職種が関わっていく体制を作るべきである。そうであれば人材はたくさんいると考えられる。児童福祉司になれる業種の枠が広がったのも歓迎されるべきである。医療が加われば医療ソーシャルワークの機能を発揮できるし、学校関係者が加われば教育ソーシャルワークの機能が発揮できる。

その他 2

守秘義務の規定によって地域協議会等が機能し易くなつたと思う。児童福祉審議会が機能するかどうかで児童福祉の質が問われるということもあり、審議会のメンバーの専門性の向上が鍵になる。ただし、家庭児童相談室のように作ったはいいが機能している自治体とそうでないところのようにならぬことを期待したい。なぜなら子どもの問題を押し付けあつたり、本当に援助の必要な子どもたちを拾い上げられてこないことが起つり得る。やはり市町村に対するスーパービジョンや連携等のシステムを考える必要がある。

その他 3

県で市町村が相談の進め方やネットワークの作り方などのマニュアルを作つてあるところも増えてきている。千葉県でも市町村マニュアルを作成し、児童家庭課のホームページでダウンロードできる。市町村の相談は、臨床機関の相談とは違つ。市町村が相談をするということは、行政としてやることである。児童相談所の決定もそうだが、行政処分は、行政手続き上の規定にのつとつやらなくてはならない。そういう行政が行政処分をする手続きの透明性・公平性は確保しなくてはいけない。市町村であつても都道府県であつても、どのような手順で子どもの相談に対応していくかというのは、行政機関がするかぎり公表しなければならない。県の児童相談所のマニュアルも公開すべきである。それを見て、相談する人からちゃんとやつていなかではないかといわれれば、それは行政の手続きをしっかりととしていることになるので、対応しなくてはならない。臨床的ノウハウなどは事例編にして職員間で共有するというやり方にすればよい。千葉県で作成したマニュアル市町村が作成するための指針にすぎず、今度は、市町村自体がマニュアルを作成し、公開しなければならないであろう。それが、行政処分を行う行政手続法にいう手続の透明化である。

さらに、ガイドラインとして、アセスメント・シートやアセスメント・ツールを児童福祉分野でも作っていかなければならないと思う。今までは、児童相談所という専門機関が決定するからその措置は正しいと考える、専門的技術的裁量についていたわけである。例えば、病院では、入院の決定は医師の専門的技術的裁量に委ねられている。同じように、児童相談所も、特定の児童がA施設に入所が妥当と決定する理由を全部説明する必要はない。それは、当該決定が児童相談所の専門的技術的裁量に委ねられているからである。

どうして、行政処分なのに専門的技術的裁量に委ねたのかというと、基準が作れなかつたからである。つまり、児童養護施設や児童自立支援施設にどのような子どもが入所するのか、その基準を本当は作らなければならぬが、その基準が作れなかつた。だから、児童相談所を専門的技術的裁量を発揮できる専門的行政機関にした。そして、心理職、ソーシャルワーカー、医師などさまざまな専門職を導入し、その合議で決めるということにした。そして、決めるための手続きを指針として規定したのである。基準ができないから、その決定に至るプロセスを透明化しガイドラインを作ることにより、決定も正しいという論法で児童相談所のガイドラインはできている。

このようなやり方で、今まで、50年以上やってきたが、まわりがそうでなくなってきた。つまり、高齢者では、要介護認定を行うこととし、一次的アセスメントのためのシートを作った。障害も支援費制度によって一次判定はアセスメント・シートが使用されるようになった。もちろん二次判定は、審査委員会等があつてそこで決めるが、アセスメントのためのツールが使われるようになったわけである。アセスメント・ツールは、高齢者でも障害でも使われるようになつたが、児童では使っていない。児童はあくまでも専門的技術的裁量ですよ、つまりブラックボックスですよということになっている。高齢者、障害者ではそうではなくて、審査委員会を補完するアセスメント・ツールを作つて、制度の公平性や透明性を担保してきている。だとしたら、児童の分野もそれをできるかぎり使っていくべきではないかと思われる。

それででてくるのは、リスク・アセスメントのためのツールである。リスク・アセスメントのツールを児童相談所と市町村が共通のツールとして使っていくことが大事だと思う。そして、このケースは一時保護、このケースはこういう状態になつたら施設入所など、児童相談所のブラックボックスのところで決めるのではなく、市町村もこの状態だったら、児童相談所は措置決定をするなどという判断がお互いにできるようになっていかないといけないと思う。そのための共通ツールがアセスメント・ツールだと思う。

保育では、保育に欠けるという条件があつて、優先順位がついている。各市町村が優先順位を決めてそれを公開しなければならないということになっている。それが保育のアセスメント・ツールである。保育ではできているが、養護ではできていない。そこはちゃんとしていかないと、世の中の流れにはついていかないと、私は思っている。

その他 4

神奈川県ではモデルを指定して行っているが、そのモデル的な所はこれからうまく育っていくのではないだろうか。しかし要保護児童対策地域協議会については、「検討中」、「実施したい」という答えを出すものの、上手く機能しているかという点においてはこれからの大きな課題であり、まだまだ遅れている。

既存の児童虐待防止ネットワークがきちんと機能している所は切り替えていけるのではないかと考えられるので、要保護児童対策地域協議会に移行しやすいのではなかろうか。ただし、市町村で挙げろと言われると難しい。

要保護児童対策地域協議会が従来の児童虐待防止ネットワークより充実していると注目している点については何とも言いがたい。たとえば、直近の状況に関しては確認していないが、三鷹市や杉並区においてもネットワークはあるが、要保護児童対策地域協議会はまだ作っていないのではないかだろうか。それは、要保護児童対策地域協議会への動きに対しては意欲的ではないというのではなく、まだまだそこまで進んでいないのではないかと考えられる。児童虐待防止ネットワークについては三鷹市も杉並区もうまくいっていると言えよう。

児童虐待防止ネットワークから要保護児童対策地域協議会への移行について全国的にみてみると、代表者による会議だけを開催して濁そうとしている所など、いろいろ課題はあるようである。厚生労働省の調査では4割程度移行が進んでいるという数字が出ている。

このように市町村の動きが鈍いのは、やはり財源の問題なのではないかと考えられるが、市町村にとっては児童虐待防止ネットワークから要保護児童対策地域協議会への移行というのは、非常にメリットがあることではないだろうか。なぜなら弁護士や専門家に参加してもらうことによって、アセスメントを行う場合等、非常に役立つのではないかと考えられるからである。市町村において行政職の人がよく分からぬまま相談援助を行うのではなく、たとえばケース会議において医学、保健、心理等のさまざまな人材がそこに参加する、地域にあるさまざまな資源を動員する、しかもそれを法律に基づいた形で行われるということは、うまく機能していけば特に市町村にとって有効な組織になるのではないだろうか。しかし、活かしきれる力量が市町村にはまだないというのが実状である。

そこで、社会福祉士会や精神保健福祉士会の代表等に入つてもらうことで、ソーシャルワークや精神保健の専門的な知見が得られるといったことが期待できるので、価値あることだと思うが

非常に遅れている。

子ども子育て応援プランにおいて平成21年までに全市町村に虐待防止ネットワークを設置するという数値目標を挙げているが、こうした法律ができても国からの補助が何もない。そこが今後の大きな課題ではなかろうか。つまり、財源面において積極的な支援があればもっと普及するのではないだろうか。しかし国が補助金を出すというのは現状ではなかなか難しいであろう。

その他 5

【共通の基盤の必要性】

要保護児童対策地域協議会を作っているところが少ないので、これは何ともいえないが、ただ、協議会がうまく機能すればいいが、参加する機関が多すぎて話が拡散する場合もある。同じ協議会に参加していても虐待も含め児童問題にそれほど関わったこともない機関もあるため、「すぐに施設へ」、「このような親にまかせておいていいのか」など、リスクばかりを取り上げて在宅支援になかなか結びつかない場合もある。リスクの高さや子どもへの影響の大きさが強調されて、そのケースを在宅支援する場合にどんなことができるかということをなかなか話し合えないというところもある。関係機関が多くなるほど、共通の基盤を作るのにとても時間がかかる。虐待問題でも、リスクと安全についてのアセスメントが一致すれば役割分担ができるのだが、本当に共通の基盤がないと難しい。

【市町村のリーダーシップの必要性】

市町村のやり方によっては、連携がうまくいく場合もあるが形骸化する可能性もある。あまり、市の人口が大きくなればなるほど件数も多いし、なかなか全部のケースの把握をできなくなるから難しくなるのではないかと考える。

その他 6

児童家庭支援は、1つの機関で援助は完結しない。そのため、ネットワークが大切で、各地域が独自のネットワーク作りを行っていく必要がある。児童相談所は、児童にかかる問題を発見する機関ではなく、通告を受けて対応する機関である。そのため、多くの問題を発見できるアンテナ作り、つまり、そのためのネットワーク作りが必要となってくる。

ネットワークには、単に、発見機能だけが求められているのではなく、ネットワークの目的として3点、アンテナとしての発見機能、一機関では援助が完結しないという観点からの援助機能、再発防止のための見守り機能が考えられる。例えば、ネグレクトでは、地域住民などだ

けではなかなか発見できないのが現状で、市町村の保健師の業務として家庭訪問などが求められる。この場合、保健師がアンテナ役となる。性的虐待では、学校の教員が発見の機能を担う。心理的虐待は、近隣住民、親戚などあらゆる人の目が必要となってくる。特に地域住民、民生委員・児童委員、主任児童委員がアンテナの役割を担うことが期待される。

これらの事前の発見機能としてのアンテナ機能と同時に、アンテナとしてのネットワークは、再発の防止という観点から見守りとしての機能も果たす。援助をするためには、援助を必要とする児童を発見する、また再発防止という観点から見守る、そして、各関係者が援助するというネットワークが大切でありその役割は大きい。各自治体は、こういったネットワークの意味を知った上で構築してほしいと望む。

その他 7

非行や引きこもり、障害等、今までもっている相談体制を要保護児童対策地域協議会や児童虐待防止ネットワークに、すべて組み入れてしまうということは、仕事内容や他機関との連携という点で、不安や懸念もあると思う。特に、市の機関である保育所や保健センターと、学校教育、教育委員会との連携がどれくらいできるかが、ポイントである。また、保健所と保健センターの住み分けもみられ、有効なネットワークの構築が今後の課題であろう。

個人情報についても、ケース会議の中で、公務員はもちろん、協議会への参加である以上、法律上、民間機関やN P Oの人々にも、児童福祉法により守秘義務があるということを伝えておけばいいと思う。個人的に民事上の損害賠償請求をされることはあるかもしれないが、その際、法律上の守秘義務違反があったかどうかはほとんど関係なく、法律上の守秘義務がなくとも立場上漏らしてはいけない情報を漏らせば責任を問われるのは当然である。

その他 8

虐待のケースが児童養護施設でも60%。グレーゾーンのケース、まだ見守りのケースが市の領域かなと思う。M市の場合は、家族の単位が小さく、他の地域から人の流れてくる場所。水商売も多い。そういう人は周りに相談できる人がいないという場合も少なくない。緊急性が高い場合は児童相談所の扱いになる。となると市町村が動く段階ではない。

最近保護者と話をする機会があった。もともと地方出身の方で、M市には10数年住んでいる。離婚して、子どもが養育しきれなくなったが、毎日子どもと会いたいと考え、週1回、児童養護施設を利用している。どこで情報を得たのかと聞くと、行政ではなく、母子家庭の仲間に教えてもらったという。十分に社会資源として地域に認識してもらっていないのかもしれない。ただ、預けたい人は一生懸命探されるので、自分で見つけていらっしゃる場合のほうが多いかも知れない。これも十分な社会的資源がないと定着しにくいのではないかと感じている。

6. 昨年度の報告書を見ていただいた感想・コメント

1. 評価できる点

1) 綱野武博（上智大学・大学関係者）

T氏のコメントを興味深く読ませてもらった。密告者を作ると言う意味ではなくて、住民との連携の部分がさらに検討されるべきであろう。後方支援など、地域住民に浸透した機関がこれからの方針としてはやはり大事であろう。都道府県の児童相談所は、市町村と連携する。市町村段階では、後方支援という児童相談体制を強化するという方向は、興味を持った。

またM氏の、法改正があっても児童相談所に結局丸投げになってしまい、結局弱体化するきっかけにもなるという点での懸念は同様に持つ。

また、報告書以外の議論としては、児童福祉司の任用資格を広げて、専門性を浅くしてはならないという議論がある。児童相談所が担わなければならないサービスを考えたときに、児童福祉司の任用資格が広がることにより、医療ソーシャルワークとか、保健ソーシャルワーク、看護ソーシャルワークなど幅広く対応できる体制が構築されるのではないかとも考えられる。特に保育ソーシャルワークを広げていく必要性は感じている。

2) 大嶋 恒二（東洋英和女学院大学・大学関係者）

今の市町村の実態及び、都道府県と市区町村の現実の受けとめ方がとてもよく出ている。また、一時保護等の色々な権限を伴うものを児童相談所や都道府県がやるということであるが、迅速な対応や連携をもった対応は、結局時間がかかってしまうことが懸念される、というまとめが調査に基づいて指摘されているのが印象的だった。

今後も身近な相談窓口を市町村に下ろすことによってケースを吸い上げ易くなつたのは事実だろうが、特に専門特化された部分は県の方で対応し、一般的なものは市区町村でといったすみ分けとして地域協議会や防止ネットワークでの対応となっているが、まだ協議会自体整っていないところもあるため、市町村に下ろせば下ろすほど一番懸念されてくるのは対応が難しいと思われるケースへの迅速な対応のための連携と支援が切れないためのセーフティネットをどこまで敷いていくか等が今後の課題である。

さらに、この市町村の戸惑いは、窓口のところで「このケースは難しいか、これは難しくないか」ということを判断するわけであり、その時に適切な選択ができるか等の専門性というのが鍵になる。法律を改正して市町村に下ろすという形でスタートしたけれども、その課題が浮き彫りになってきてるとこの度の全体の調査を通じて一番感じた。

その他には、司法の年齢を下げるに関する意見が印象的であった。児童福祉の専門家は、どちらかというと福祉的な視点になり、これに関して否定的であろう。

本調査結果は非常に国は助かるのではないか。この調査を今回のヒアリングだけではなく、

来年以降の児童相談所等の動きについても継続して調査すると、家庭児童相談体制の変化、児童相談所との関係等についても実態が把握できると思う。

5) 芝野松次郎 (関西学院大学・大学関係者)

前回の報告書があがっている児童相談所－市町村機関のモデルでいうとモデルⅢが私の考え方方に近いと思う。各機関それぞれにマネジメントする人がいて、その人たちが互いに連携を取り合うという形がいいのではないかと思う。つまり児童相談所や児童養護施設、保育所、地域子育て支援センター、学校などにそれぞれにマネジメントできるソーシャルワーカーがいて、誰が完全にリーダーシップを取るというわけではなく、いわゆるファミリーソーシャルワーカーコンソーシアムというリーダーシップを取れる人が取るという形がいいのではないか。日本はどこかが必ず責任を取るという傾向があるので実現は難しいかもしれないが、こういう方向でも考える必要があると思う。たとえばアメリカのシステムを見ても、州ごとにそれぞれのやり方があるが、要保護関係に関しては公的機関が責任をもって行っており、子育て支援は民間で実施するような傾向が強い。

6) 高橋重宏 (東洋大学・大学関係者)

まだ目を通していないため感想を述べるのは難しいが、一般論でいうと、うまくいっている所のことを明らかにし、それを他に伝えていくというのは参考資料になっていくだろう。そういう意味ではこの研究は非常に重要であろう。ただ、日本社会福祉士会や精神保健福祉士会などの団体にもヒアリングされたほうがいいのかもしれない。福祉士会の人たちをいかにこの仕組みに巻き込んでいくのかが重要であろう。社会福祉士会の会員は圧倒的に高齢者分野の人が多く、トーンとして子ども分野に弱いというなかで、アクションリサーチを行なうことによって、調査を都道府県レベルでやっていかなければというふうに気づいてもらえるのではないかという感じはある。

要保護児童対策地域協議会についても社会福祉士会や精神保健福祉士会の参加が重要だと考える。社会福祉士としての人材のない所では高齢者施設の社会福祉士の活用もいいだろう。社会福祉士の資格を持った人が参加し、ソーシャルワークの視点からいろんな形でカンファレンスに参加することの意味は大きい。保健師や保育士が中心となってしまうなかで、ソーシャルワークの視点をいかに担保していくかが重要であろう。

児童相談においてソーシャルワーカーが活躍していかなければならないという点がポイントとなろうが、今回の制度改正はそういった点が弱い。

児童福祉法改正が最悪だと思うのは、法自体が悪いのではなく、児童福祉司の資格要件を緩和した厚生労働省令が最悪なのである。神奈川県においては児童相談所に保健師を必要としても、保健師は保健師として児童相談所に配置するという決まりをきっちり守っている。もし教育委員会が、教師を児童相談所の児童福祉司にという人事異動を行うことになれば、教師として不適

大切な人たちが配置されることも考えられる。大阪府でも保健師を配置しているが、最前線で考えるとやはりソーシャルワーク機能をいかに担保していくかが重要だと考える。今回の相談支援体制のなかにおいてはソーシャルワーカーが活躍するというのは難しい。そうすると、厳しい市町村の財源状況のなかで新たな社会福祉士を採用するというのは難しいが、現在活躍している意欲ある人材（保育士や保健師など）に通信教育などで社会福祉士の資格を取ってもらうというのが現実的ではなかろうか。

社会福祉士の通信教育は、地域包括支援センターの絡みでケアマネージャーの受講が目立つ。このように高齢者分野の勢いが強まる一方、子ども分野は遅れが目立つ。家庭児童相談室の家庭相談員に社会福祉士の通信教育を受けてもらい、相談業務に携わっていただければ現状とは異なってくるであろう。そういう対応策が現実的であろう。

市町村規模となると数が多く、高齢者対策が中心となるので、相当しきけをしないと、市町村における子ども家庭相談支援体制作りは難しいであろう。財源確保と体制作りを求める働きかけを行政に対してソーシャルアクションしていかなければならない。それこそ社会福祉士会が市町村に社会福祉士を配置してほしいといった働きかけが重要であろう。

財源問題については、高齢者の問題に重点が置かれるなかで、なかなか子ども分野にお金を回してくれないというのが実情である。そういう情勢の中、三鷹市においては首長の判断で子ども分野に財源を回してくれたのであるが、首長がやろうと思えばできるのである。三鷹市は2か所の子ども家庭支援センターを設置し、そのうちの1か所は駅前の非常に便利な場所に作った。そう考えると、法改正だけでなく、首長や議員がどこまで意識しているのかにかかるところではないだろうか。そして、そこを突き動かすには、専門的な団体がいかに働きかけていくのかということが重要となろう。

7) 竹中哲夫（日本福祉大学・大学関係者）

報告書は、非常に体系的な研究をしており、全国的な状況を市町村や研究者などのいろんな面から解明し、公平なデータを出しているので非常に貴重な研究といえる。全国状況などもこれを読んでわかった部分も大きい。だが市町村の意図や都道府県児童相談所の意図などをもう少し突っ込んで解説していただけたとよかったです。

ヒアリング調査についてはいろいろな研究者の方の率直な意見を聞いてよかったです。だが意見が様々なので、これをまとめて一貫性のあるものにするのは難しいだろう。

子ども家庭相談のグランドデザインについては3つのモデルが挙げられている。今回の法改正の結果はモデルⅡだが、現実にはモデルⅠかモデルⅢを選ばざるを得ない気がする。児童相談所重視型のモデルⅢが提案モデルであることには賛成である。

これからの方針としては児童相談所の拡充・強化が必要である。また市町村はそれぞれに相談支援拠点を作る必要がある。ただ市町村は子育て支援・地域保健モデルを中心とし、要保護児童対策を中心とした児童相談所と連携するということであろう。いずれにしても法整備は

必要である。またもし市町村型を推し進めるとすれば、児童福祉施設の配置が市町村間で非常にアンバランスであることが問題である。要保護児童を前提とした児童相談については児童相談所を強化拡充というのが基本路線であると考える。

しかしこのシステムの中で中央児童相談所が法的対応などによって重装備・情報の集約化というところが私の考えとはちょっと違う。たしかに中央児童相談所とその他の児童相談所はパワーなどが違うというはあるが、地域規模として都道府県域は広すぎる。交通手段が発達した地域ならいいが、多くはそうではなく、親が通えない。愛知県でも一時保護所が4～5か所あったのを県の中央児童相談所の1か所にしたところ、周辺地域から一時保護所の利用が困難であり、非常に不便になった。一時保護所でさえそうなのだから、児童相談所がこうなるともっと大変になるだろう。人口50万人というのは非常に象徴的な数字であると思うが、都道府県域というのは生活圏域から考えると広すぎる。だから50万人規模で1つぐらいの児童相談所を設けて、各児童相談所の機能にはあまり差を設けない方がいいと考える。もちろん県全体の児童相談所の方針を定めたり研究紀要を出したりなどの場合には中央児童相談所が中心になってすればいいとは思うが、要保護児童相談に関しては各児童相談所が同じ機能をもった方がよいと考える。これからどのような有効なグランドデザインを描いていくかが今後の研究課題だと考える。

市町村と一言に言っても、自治単位としては3つか4つぐらいの種類がある。本当に顔見知りの範囲ぐらいの町村と、ほとんど市に近い規模の町村などがある。だから市町村の規模を一切無視した制度対応はやはり難しい。そういう意味では介護保険のように市町村連合を児童相談でもやってもいいと思う。しかし事務処理型の連合は作りやすいかもしれないが、地域密着・実務型の連合は難しいだろう。地域と対話をしながらやっていく必要があるので、山の向こう側とこっち側で連合といつてもうまくはいかないし、やみくもに町村合併をしたからといってうまくいくものでもないであろう。そう考えると市町村をどういう風に生活圏として作っていくのかという発想が大事だろう。これからの研究は地方自治の研究も重要なかもしれない。

8) 津崎哲雄（京都府立大学・大学関係者）

グランドデザインは評価できる。しかし、民生児童委員の件についてはあまり頼ることは無理という意見がある。歴史的にも専門ソーシャルワークの存在を不要なものにしている。増やして25年間2倍になって、約30万人であるが、責任をとらないものであり、調査などをやらせるものではないので、民生児童委員は廃止すべきだと思う。

9) 西澤 哲（大阪大学・大学関係者）

現場の経験がある人の場合は、現場感覚に近い発想をして現状を捉えることに敏感である。現場にかかわっている専門家は今の現状に縛られてしまい、逆にビジョンを持っていないこと

もある。研究者はビジョンは持つわけであり、基本的に現場の経験はあってもなくても、ビジョンのレベルでの話は現場の方にとっては難しい。現状では無理であると思いながら、その先をどうしたらしいかという発想が必要であり、どこの視点から、現場の状況を踏まえたグランドデザインを描くことを求めるかが問題である。

このような研究のヒアリングの営みの中で、そこの研究者が現場の状況に応じたグラウンドデザインを出してもらうことを期待している。

研究報告書を使用してどうのように戦っていくのかが重要であり、実行力のある報告を期待したい。

10) 松原康雄 (明治学院大学・大学関係者)

よくヒヤリングされました。

11) 家常 恵 (徳山大学・児童相談所関係者)

研究者を対象にしたヒアリング調査報告書の中で、専門職に関する意見においては各先生によって考え方の差はみられると思うが、各意見をまとめ、良い方向に進めることができるよう期待している。

12) 家村昭矩 (市立名寄短期大学・児童相談所関係者)

直近の課題を、関係各方面からの示唆に富む多くの提言が報告され、大変勉強になった。とりわけ、法改正直後の報告は、都道府県、児童相談所、市町村それぞれに体制整備を検討している最中であり、タイムリーであった。

15) 木村百合 (大阪府池田子ども家庭センター・児童相談所関係者)

みんな同じようなことを考えているのだということが再確認できてよかったです。自分がもやもやしていた部分が、そんなんだなと思った。あるいは、今まで気がつかなかつたメリットやデメリットなどにも気がつくことができた。おもしろかったです。

16) 菅野道英 (彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者)

昨年度のヒアリングの当時は、虐待班にいて親の側に立って家族支援をみてきた。今年度、児童心理司に戻って子ども側に立って家族をみると、また感覚が違ってきてる。もちろん虐待班にいたときも、「子どもにとっての親」という見方をしてきたが、親支援で親と接していくと、親を基準にして親の変化に焦点を当てた支援となる。一方、子ども中心の見方に立つと親と距離があくので、こんな力をつけてもらわないと困るじゃないか、というような見え方になる。どこでどう仕事をするか、どの方向をみて仕事をするかによって、見方や考え方方が変わ

ってくる。

また、虐待に関しては、介入型のケースワーク、ストレングス・アプローチをどう入れていくのかというところが最大の関心事である。

17) 萩原總一郎 (四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者)

いろんな人の意見を聞き、その中から共通項を引き出し、それを対策に活用していくということは、評価できる点と考える。

21) 喜多一憲 (名古屋キンダーホルト・児童福祉施設関係者)

児童相談所の設置は国の責任であり、措置機能や交付機能は置かないといけない。今国の方針は相談をより身近に実施していくことであるが、職権がないと自動的送致してしまうこともなりかねないだろう。児童相談所の重視型をベースに、行政の責任として位置付けがあり、市町村などがそれ動くことが大切であると思う。それでも児童相談所の職権はなくさないで、市町村がその職権に基づきながら相談を行うことが必要である。現状は、児童相談所の機能を強化せずに、安易に民間に24時間相談などで任せて、社会福祉法人や施設職員の犠牲の上に維持されている。国が充分な財政的な補助がないまま、安易に市町村で実施させることには、反対である。現状維持的な考え方であるが、基本は児童相談所を中心に、公の責任として行うべきである。相談機関は民間で実施しても良いが、責任の所在の明確化が必要である。

23) 側垣一也 (三光塾・児童福祉施設関係者)

さまざまな方面からの多くの視点が参考になった。

25) 濱田多衛子 (光の園・児童福祉施設関係者)

継続して今後もやっていただきたい。こうした研究を通して目に見えて国への働きかけとなるので、期待している。

26) 藤本勝彦 (あゆみの丘・児童福祉施設関係者)

みなさんが同じ思いであると感じた。予想された内容であった。課題とされる部分については、多角的に研究していただき、その成果を子ども家庭相談体制に対する提言へつなげていっていただきたい。単に研究の域に留まらず、実際問題として反映させていただきたい。

27) 岩佐嘉彦 (弁護士)

名前が入って誰がどう思っているということを書いているというのは、とても参考になる。言う人の背景を踏まえて、この問題についてどのように考えているのかが分かり、それが一覧で見ることができるというのは、とても参考になる。

28) 峯本耕治 (弁護士)

これまで明らかでなかった児童福祉審議会の位置づけや運用状況、審議会と関係機関との関係について詳細に報告されており大変勉強になった。また、児童相談所の専門性について様々な意見や処遇決定における客観性向上に必要な点等についての調査結果は、非常に興味深いものであった。

2. 評価できない点

3) 柏女靈峰 (淑徳大学・大学関係者)

いずれも、まだ十分目を通してないため答えられない。

7) 竹中哲夫 (日本福祉大学・大学関係者)

グランドデザインをもう少し詳しく書いてほしい。また今回の調査と地方自治のあり方を加えた内容でまとめるといいだろう。それと子育て支援や地域保健に目配りしながら、子ども家庭相談はどういう仕組みがいいのかというようにまとめる必要がある。なぜならこれからあちこちで勉強会や実務者会議というのが開かれると思うが、その参加者の3分の1ぐらいが保健福祉の人だと思う。市町村レベルでいくと社会福祉士の人がベテランとして頑張っているよりも、保健師の人がベテランとして頑張っているケースの方が多いだろう。どのように彼らの意見を生かして、その力を取り込んでいくのかがこれからの課題である。退職した教員を生かすという意見もあるが年齢的に厳しいものがある。市町村の資源として保健師は貴重な存在だといえる。

保健師が対象とする子どもはこれまで就学前が主なので、既存の資源で見れば市町村が得意とするのは就学前だと考えられる。就学前の子どものケアを市町村で効果的にできれば予防的効果が期待でき、その後の問題があまり重篤化することはないかもしれないし、就学後の子どもについては児童相談所である程度対応できるという考え方もある。しかし今回はそういう描き方になっていないので、市町村の保健師にとってはやや戸惑いがあるかもしれない。得意技と実際に期待され与えられている任務との間にズレが生じているので、それを補っていかなければならないだろう。学校となると教員の中にソーシャルワークの発想を取り入れていかないと効果的な活動は難しいだろう。現実に子どもや家族と日々接している教師が、スクールソーシャルワーカーとして子ども家庭相談に参加することが必要だと思う。福祉の人がそういう提言をしないと難しい。学校の中のソーシャルワーク機能、福祉機能を意識している人材が、要保護児童対策地域協議会に出てくるようになれば状況は変わるだろう。

8) 津崎哲雄（京都府立大学・大学関係者）

市町村相談モデルにおいて、モデルを報告書で挙げてるが、どのモデルもよくない。市町村というものを福祉と保健ということしか考えてないようにみえる。教育の関係がほとんど入っていない。学校は日本の社会制度の中で、一番伝統があり、機能すべきところである。しかし、どうして学校のところを関与させないのであるか。たとえば、相談の役割の分担も地域の人が虐待でもどんな相談でも、相談に行けるような身近な窓口機関をどういう形で設定するかの方が一番先に研究課題があると思う。児童相談所の数が少ないからアクセシビリティがなかった。福祉事務所はそれよりも何倍も数があって、アクセシビリティが増すものである。保健センターもそうであり、どこが窓口になるかがあるが、拡げることは意味がある。虐待は幼児虐待だけではなく、かなり多くが学齢児のことも多い。クライエントシステムとして考えると学校の場所でありや教育委員会というものを資源システムに入れないといけないと思う。岸和田の事件の件は福祉と教育のインターフェースの問題であったが、報告書でみるとかぎりでは、狭い意味の福祉しか読み取れない。

保健があり、福祉があり、教育があって、福祉だけの中心より市町村というものは保健も、狭い意味の福祉も、教育も担当しているわけである。そのレベルで相談窓口を構想しないとちょっと児童相談所一本でやることよりは良いが、このように大掛かりで改正するなら、保健もしくは福祉事務所で窓口をつくるより、中学校の敷地の中に、たとえば地域包括支援センターのような発想で、子どもの問題なら、保健・医療・福祉全部相談を担う発想がもうちょっと入れてほしい。つまり、市町村の方に降ろしているから、縦割り行政の中での話であるが、国レベルで子ども保健サービス、子ども福祉サービス、子ども教育サービスで国の単一省庁で担当し、共に都道府県でも市町村でも保健・教育・福祉を統合してやるような相談機関を創らないといけないと思う。これはイギリスモデルである。

報告書の方においてみると、子どもの問題は、学校との関係があまりみられない。教育関係者のものが積極的に関わるようなモデルからすれば改善の余地があるのでないかと思う。極論で中学校区レベルに、子ども問題の包括センターを置くような構想したらどうかということを考えている。包括され、親とかも相談できるところで、虐待予防を中心とおいたものである。

既存の福祉関係相談機関があっても、縦割り行政で別々のものである。子どものニーズというものを考えて、教育と保健と福祉分野で現れている問題を区別して対応していくのではない。虐待はあらゆる専門家が必要で、ネットワークというものを活かすためにも、教育も同じレベルで考えるものである。福祉の問題になって教育の方では距離を置くようなこともあり得る。

児童相談所を中心とする体制（中央児童相談所＋プランチ児童相談所）は要らないと思う。市町村レベルにおいて子どものニーズで考えるなら、教育分野の資源、人材、組織のことを考えるべきである。ネットワークがソフトのものであるなら、ハードのものもすべて専門職が関わるようにしないといけない。

一番最初にアクセスするところを学校の方にし、学校に対策協議会の事務局をおいて、ソーシャルワークより、市町村のレベルで地域子ども包括サービスセンターの事務所を設置し、法律関係の人・機関も入れたら良い。教育と福祉のインターフェースで子どもが死んでしまうケースをどうように解決するかがなった時にこのアイデアがあった。学校そのものを地域における資産とし、利用のしやすさなど考えること良い。この要素をいれるべきである。

欧米が今抱えている問題などから、日本を考えるべきである。児童問題の全般というものを市町村ベースでターゲットにする包括的なものが良い。専門職が一緒に働くかないと虐待防止はできない。福祉・教育・医療保健・法律の四大プロフェッションが同レベルでやっていく発想をすべきである。全体として狭い意味の福祉領域であると理解できないような法的枠である。法律関の中には警察も入る。

市町村をベースに置く意味合いとしては、児童相談所を残すにしても、28条、親権の剥奪、施設入所、里親委託などの措置業務をやるなら専門家をおいた方が良い。それ以外は地域子ども包括センターになると考えることは、近未来的な考え方である。

10) 松原康雄（明治学院大学・大学関係者）

インタビュー内容の普遍性と全国的状況の把握についての疑問。質問に対する回答の内容は先生の個人的な情報ネットワークに基づいてお話しされているため、インタビュー回答者は太平洋側に偏っており、日本海側の自治体の現状等についてはどのように抽出できるか。

システムとしては先駆的でもないが、地域レベル・草の根レベルでうまく住民を巻き込んで相談援助・支援ができているところもあるため、そういった市町村をどのようにこの調査で拾い上げていくか（今回の調査の趣旨が自治体レベルが対象であれば問題ないかもしれない）という見方もある。

11) 家常 恵（徳山大学・児童相談所関係者）

児童福祉司の資格範囲の拡大に関しては、専門職の本質的として、専門職教育を受けた正当的なものからやらないといけない。ソーシャルワーカーとしてのプライドが低下するような設定は評価できない。

12) 家村昭矩（市立名寄短期大学・児童相談所関係者）

インタビュー対象者の片寄りが感じられる。政策提言としてより説得力のある報告書には、例えば児童相談所長会や、全国児童養護施設協議会などの代表者など現場組織の代表者を対象にいれることや、また組織の各ブロックの幹事などを介して、各地域の主立った方にインタビューすれば、地域的片寄りを防げたのではないか。

非常に重要な指摘がなされているが、インタビュー対象者に片寄りがあると、報告書自体が軽視される恐れがある。

13) 川崎二三彦 (京都府宇治児童相談所・児童相談所関係者)

ヒアリング調査のほうは読んでいる。素晴らしい報告書ですね。項目に分かれているので読みやすいというところはあったけれど、まとめて読んだ方がわかりやすい先生もおられた。

15) 木村百合 (大阪府池田子ども家庭センター・児童相談所関係者)

昨年度の報告書に、モデルが書かれているが、モデル的な市町村（実際にこの市町村と児童相談所はこのような形でやっているなど）について知りたい。法改正に関わらず、今まで家庭児童相談室があって、市が独自でやっているところは、県と市が役割分担できているところもあると思うが。

17) 萩原總一郎 (四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者)

職業別、例えば大学教員（法律、児童福祉などの分類別に分けることも必要）、医療関係者、福祉関係者といったように分類を分けた上で、どの職業、分野の人が、どのような見解を持っているのかといったことを示した上で、分析を行ってもらいたい。

18) 前橋信和 (関西学院大学・児童相談所関係者)

3分冊になっていたのでついついヒアリングばかり見てしまった。自治体調査について、おもしろかったのだが、もう少しまとめておいてくれるとよかったです。それぞれの自由記述的なところがずらりと羅列してあり、これはこれで参考になるが、まとまっているともっとよかったです。まとめきれなかったのであろうか。

ヒアリングの報告書は非常に面白かった。法改正には概ね賛成が多いようであるが、具体的にどうしていくかについては意見が分かれるようだ。意見は分かれるが、法改正のなかで市町村を主体においていくこと、ネットワーク、対策協議会のような仕組みを作っていくことについては概ね妥当と思う。また児童相談所そのものの強化、人員もそうだが特に専門性について、基本に考えねばならないという意見が共通していたが、非常によく分かるし当然だと思う。審議会についてはかなり意見が分かれていたが、これは審議会のあり方そのものが現状でバラバラになっているということなのだろうか。児童家庭支援センターも意見が分かれていたが、実態がバラバラになっているということかなと思う。主任研究者の意見が聞けないのは残念。

市町村で児童家庭相談を充実させるのに専門性とノウハウがないという意見が多いが、ではその専門性とノウハウをどのように市町村にきちんと伝えていくのかということについて検討してほしい。専門性の確保について「こういう方法があるのではないか」ということが出でくればいいと思う。改善の必要な約半数が考えている。これについて人員不足のよるところも大きいが、専門性の不足もあがっている。人員は財源が絡み、財源は大きい問題であるが、財源